料 金 表 [多目的広場(投てき場)]

※()内金額は、高校生等以下の料金

○多目的広場(投てき場)

利用目的A・・・アマチュアスポーツに利用 利用目的B・・・アマチュアスポーツ以外に利用

利用以	マハ	利田	専用利用の場合			時間外料金(1時間当)		普通利用の場合	
利用区分 施設名		利用目的	午前	午後	1日	8時30分 以前	18時 以降	単 位	使用料
多目的広場 (投てき場)	-	Δ	3, 320	4, 480	7, 560	1,420	1, 120	1人1回	200円
		Α	(1,660)	(2, 240)	(3,780)	(710)	(560)		
		В	8, 300	11, 200	18, 900	3, 550	2,800	_	<u> </u>
			(4, 150)	(5,600)	(9, 450)	(1,770)	(1,400)		

1 利用区分は、次のとおりとする。

(1)午前とは、8:30から12:00までをいう。

(2)午後とは、12:00から18:00までをいう。

(3)1日とは、8:30から18:00までをいう。

※運動施設利用可能時間 $3月\sim9月:8:30\sim18:00$ 、 $10月\sim2月:8:00\sim17:00$ (天候によって利用時間が短くなることがあります)

(4) 高校生等以下が利用する場合は5割引の料金とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、高校生等とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒をいう。

(5)時間外の利用は、「運動施設の利用について」を参照(普通利用を除く)。

2 備考

	A料金の場合はB料金と同額 B料金の場合はB料金の10倍増の額
各運動施設をその施設目的以外に使用する場合	B料金の額

○レストハウス (会議室)

利用		時間外料金(1時間当)			
区分 施設名	午前	午後	1 日	8 時30分 以前	18時 以降
会議室(30名)	2, 280円	2, 790円	4,820円	970円	690円

1 利用区分は、次のとおりとする。

(1)午前とは、8:30から12:00までをいう。

(2)午後とは、12:00から18:00までをいう。

(3)1日とは、8:30から18:00までをいう。

(4) 高校生等以下が利用する場合は5割引の料金とし、10円未満の端数は切り捨てるものとする。

なお、高校生等とは、高等専門学校、高等学校及びこれらに類する学校その他の施設の学生及び生徒

(5)時間外の利用は、「運動施設の利用について」を参照(普通利用を除く)。

(6) 入場料を徴収して運動施設を専用利用する者が当該専用利用に際し、上表の会議室を利用する場合は2倍の料金とする。